

ね

そ

白川郷荻町集落の自然環境を守る会 発行 平成21年 8月号

景観保全に貢献！荻町発展会の取り組み！！

荻町の美しい景観を守るために、様々な組織が関わり取り組みを進めています。今回は荻町発展会の取り組みを紹介いたします。

荻町発展会（会長：西村浩昭氏）は、荻町区内で観光に関連する営業を行う方々及び発展会の趣旨に賛同・協力される方々を会員とする会で、民宿・旅館、飲食、土産品、一般等より80の営業者が加盟しています。発展会会則には「本会は、重要伝統的建造物群荻町とその周辺の美しい自然環境を守ることにより、健全で文化の香り高い地域を築き、更に文化財保存と自然環境保護の運動を推進し、もって荻町が永く栄え地域の発展に寄与することを目的とする」と記されています。さらに発展会の事業として、荻町集落の自然環境を守る会への協力、荻町駐車場や公衆トイレ・集落内の清掃活動、歴史的遺構や前山の復元・整備等を行うと記されています。これらは、守る会の活動基盤である「白川郷荻町集落の自然環境を守る住民憲章」の趣旨に合致するものであり、観光営業に関わる方々が主体となって、荻町の自然や文化を含めた景観を大切に保全し地域振興につなげようとする組織であることがうかがえます。

昨年度の景観保全に関わる主な活動としては、年間を通して集落内の公衆トイレの清掃、春の集落内ごみ拾い、春の清掃作業（城山道、国道沿い、弥陀島公園、城跡等）、夏の清掃作業（旧国道沿い、弥陀島公園、城山道整備、大溝遊歩道等）、秋の清掃作業（城山道、城山道山道等）を行いました。

本年度もほぼ同様の活動を予定しており、この夏にはかんまち旧国道（石碑含む）及び弥陀島公園入り口道の草刈り（中屋・西上）、城山道の整備・草刈り（橋場）、弥陀島公園内の清掃・草刈り（西下）、大溝遊歩道の草刈り（東上・東中）、スイレン池の草取り及び周辺の草刈り（東下）等を各組ごとの委員で分担し行います。写真は7月下旬に行われたスイレン池の草取りの様子です。夕方から有志の方々が集まり、草取りや清掃に励みました。人の手が入ることにより、見違えるように美しい景観に変わりました。その他の箇所も作業が行われ住民や観光客に喜んでいただける環境になったことと思います。



【スイレン池の草取り作業】

白川郷には「結」に代表される住民の相互扶助の精神が根付いています。合掌造りの屋根葺きだけでなく、お祭りやお葬式、消防団、組ごとの清掃活動や様々な活動が住民の絆によって現在に繋がれているのです。荻町の合掌家屋と農山村の美しい景観は、単に自然がもたらす景観なのではなく、そこに生きる住民の努力があって守られてきたものなのです。そのことを自覚し、この素晴らしい景観が永続的に継承できるよう、これからも住民相互の絆を大切にしていきたいと思います。最後になりましたが、発展会の皆様の活動に心より感謝申し上げます。

【文責：和田】

旧寺口家の保存と活用！！……

去る7月24日に、守る会委員有志で旧寺口家内外の清掃活動を行いました。春の雪囲い外し・棟つつみ等の活動に続き、家の周りの草刈りや花壇の草取り、室内や2階アマの清掃を分担して行いました。女性会の方々や若者もたくさん参加くださり、美しい旧寺口家となりました。

旧寺口家は日本ナショナルトラストが所有する家屋であると同時に村の文化財指定となっている物件でもあります。そして、その保存と活用を守る会が担っています。今までにも保全管理を続けてきましたが、有効活用については課題が残されていました。

そこで本年度は、試みとしていくつかの活用を行っています。その第1が守る会による活用です。せっかくみんなできれいにした家屋ですので、定例会を旧寺口家を使用して行いました。合掌家屋の中で気分を新たにしたい会議がなされました。第2が文化財としての活用です。旧寺口家には、農村民家としての趣と魅力があります。不定期ではありますが、守る会有志で公開し、訪れる観光客に村指定の文化財を見ていただくとともに、守る会の活動についてPRを行っています。今後も旧寺口家の保存と活用に努めていきたいと考えていますので、ご意見やアイデアがありましたら、ぜひ守る会委員にお知らせください。 [文責：和田]



【旧寺口家正面の草取り作業】



【旧寺口家にて定例会を開催】

守る会の活動指針（国際フォーラム白川郷宣言より）

- (1) 隣人にやさしい心豊かで安全な共同生活のいっそうの充実
- (2) かけがえのない美しい文化遺産の保全と未来への確かな継承
- (3) 国内外の人々との文化交流を通して友好の輪の拡大

＝ 7月の活動報告 ＝

- 7月 2日 荻町合掌集落の景観に関する懇談会
- 7月 3日 交通対策委員会
- 7月 6日 財団視察研修（奈良県宇陀市・明日香村 ～7日）
- 7月 10日 7月定例会（旧寺口家にて）
- 7月 13日 ねそ7月号配付（事務局）
- 7月 21日 GS 暮らしっく講演参加協力
- 7月 24日 旧寺口家草刈り等環境整備

（9月の定例会は10日公民館にて開催を予定しています。）

＝ 区民の皆様へ ＝

建物や土地などの現状を変更する場合は許可が必要です。必ず現状変更申請をして下さい。申請書は守る会定例会の2週間前までに、各組委員に内容を説明の上、委員又は財団に提出して下さい。このことは、遺産の保全と未来への継承のためとても重要なことです。皆様のご理解ご協力をお願いします。

☆ 8月の協議事項（現状変更申請に関わって） ☆

- ***** 土蔵車庫の増築
- ***** 梅老木の撤去（報告）
- ***** 水捌け処理の為に土砂入れ替え（報告）
- NTTドコモ・・・携帯電話用アンテナ設置にむけて
- 白川村・・・荻町区内大型車両通行規制に伴う規制看板設置（報告）

